

事 故 処 理 基 準

改 正 2013 年 1 月 11 日

第 1 章 総 則

（ 目 的 ）

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等の処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶運航の安全に資することを目的とする。

（事故等の範囲）

第 2 条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る（1）～（4）に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故および（5）の事態（以下「インシデント」という）をいう。

- （1）旅客、乗組員またはその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷、もしくは疾病またはその他の人身事故（以下「人身事故」という）
- （2）衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障またはその他の救助を必要とする船舶の水難事故
- （3）航路の障害、港湾施設の損傷または荒天等による運航の阻害
- （4）強取（乗っ取り）、殺人、傷害または暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- （5）前記（1）～（3）の事象に至るおそれの大きかった事態

（軽微な事故への準用）

第 3 条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第 2 章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第 4 条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより、次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2. 船長の警察官署等への連絡は、別表「非常連絡表」中の最寄りの警察官署等に行なうものとする。

3. 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）または口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないこと見極め
たうえ、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。

非常連絡事項を記した報告用紙（FAX用紙）を船舶および事務所に備え置くものとする。

4. 非常連絡は、原則として、別表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等および警察官署等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第 5 条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故に共通する事項

- ① 船名 ② 日時 ③ 場所 ④ 事故等の種類 ⑤ 死傷者の有無
⑥ 救助の要否 ⑦ 当時の気象・水象

(2) 事故等の態様による事項

事故等の種類		連絡事項
A	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路・速力等または岸壁等への接近状況）

A	衝突	② 船体・機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはD項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度および防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、船主、船長名（できれば住所・連絡先） ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況・死傷者の有無・救助の要否等）
B	乗揚	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路・速力・湖底との接触箇所・船体傾斜・吃水の変化・陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深・底質および付近の状況 ③ 船体に及ぼす風波の影響 ④ 船体・機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはD項） ⑥ 離礁の見通しおよび陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度および防除措置）
C	火災	① 出火場所および火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体・機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し

D	浸水	① 浸水箇所および浸水の原因 ② 浸水量およびその増減の程度 ③ 船体・機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風波の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度および防除措置）
E	強取・殺人・傷害・暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒および経緯 ③ 被害者の氏名・被害状況等 ④ 被疑者の人数・氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類・数量等 ⑥ 措置状況等
F	人身事故（行方不明を除く）	① 事故の発生状況 ② 死傷者数または疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷または疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
G	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時および場所 ② 行方不明の日時・場所および理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
H	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況

I	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況
---	--------	--------------------------------------

第 3 章 事 故 の 処 理 等

(船長のとるべき措置)

第 6 条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次の通りである。

(1) 水難事故の場合

- ① 損傷状況の把握および事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客への正確な情報の周知および状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害および被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離または監視
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客に対する現状および措置状況の周知と旅客の軽卒な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第 7 条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等船長からの連絡が異常に遅延している場合または連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2. 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、ただちに関係警察官署等に連絡するとともに第 4 条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3. 事故の発生を知ったとき、または船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握および救難に必要な情報の収集および分析
- (2) 警察官署への救助要請
- (3) 行方不明者の搜索または本船の救助のための搜索船または救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣および必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡および助言
- (6) 医師・病院・宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認およびその連絡先への通知

(事故処理組織)

第 8 条 事故処理の組織、編成および職務は別表「事故処理組織表」のとおりとする。

(医療救護の連絡等)

第 9 条 船長および運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合にはその医師の協力を要請することとし、不在の場合は、別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡を取り、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第 10 条 船長および運航管理者は、事故の処理後関係警察官署等と連絡を取りつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行なうとともに、事件の捜査の対象となる場所および物品の保存に努めなければならない。

※第 8 条（事故処理組織）の別表

事 故 処 理 組 織 表

	職 務
経 営 ト ッ プ	総指揮
安 全 統 括 管 理 者	総指揮補佐または総指揮
運 航 管 理 者	現場指揮

救難対策班 班長 副所長 班員 機関主任	事故の実態把握、事故関係情報の収集、船舶 および関係機関との連絡、救難実施その他 救難に必要な事項に関すること
旅客対策班 班長 甲板係長 班員 旅客船課員	旅客および被災者の把握、被災者の救護、 欠航便の旅客処理その他旅客対策に関する こと
庶務対策班 班長 業務課長 班員 業務課員	被災者の近親者への連絡および世話、報道 関係者の応待（発表を除く）救難関係物資 の調達・補給・その他庶務に関すること